

知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する  
意見募集の結果について

1. 実施期間

平成20年12月1日（月）～平成20年12月25日（木）

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産基本法の施行状況に関して、以下の事項について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

- （1）これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果
- （2）第3期（平成21年度～平成25年度を想定）の知的財産戦略の基本方針の在り方

3. 提出された意見

- ・ 合計42（うち団体12件、個人30件）。  
うち、コンテンツ・日本ブランド専門調査会関連分の意見は、合計18件（うち団体6件、個人12件）。

知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集の結果（全文）

法人・団体名：社団法人日本レコード協会

概要：第3期（平成21年度～平成25年度）の知的財産戦略は、「クリエイターの自主性の尊重」を基本方針とすべきである。

全文：第2期（平成18年度～平成20年度）の知的財産戦略は、知的財産の創造、保護及び活用のうち、「活用」に重きを置きすぎたきらいがある。本来、知的財産推進計画は、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする経済社会の実現」（知的財産基本法第1条）のために策定されるべきものであるが、そのためには知的財産の「創造」「保護」「活用」のバランスが極めて重要である。「活用」を促進するためとの理由で「保護」の水準を切り下げた場合には、クリエイターに適正な利益が還元されない結果、魅力あるコンテンツの「創造」が困難となり、我が国のコンテンツの質が低下することに留意すべきである。百年に一度と言われる厳しい経済情勢の中で、今後ますます「活用」重視の意見が多くなることが予想されるが、今こそ、「創造」と「活用」の両面においてクリエイターの自主性を確保することが必要である。クリエイターの自主性が確保されることにより魅力のある多様なコンテンツが創造され、そのようなすばらしいコンテンツを基にした多様なビジネスモデルが出現し、実行されることにより我が国コンテンツ産業の拡大に繋がるものと考えられる。

法人・団体名：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

概要：インターネットを利用した著作権侵害について、国内外共に対策を強化する必要がある。特に、諸外国における法制度、侵害対策実務にかかる情報等の調査や、得られた情報が共有されるスキームの構築を望む。また、適正なコンテンツ流通促進のためには、今存在する著作権侵害をいかにして排除するかを大前提として検討する必要がある、著作権者等が適切な権利主張を簡易に行うことができる環境を産み出すための法整備や制度の創設こそが重要である。

全文：1. 著作権侵害対策著作物のデジタル化と、インターネットの普及によって、著作物の利用・流通形態が大きく様変わりしているが、その反射的效果として、著作権侵害は爆発的に増加している。インターネットを利用した著作権侵害は、(1) インターネットオークションや Web サイト等インターネット上で著作権侵害物品（海賊版 CD-ROM 等）の販売情報を告知し、当該物品自体は郵送・宅配等にて流通させる形態によるもの（著作権侵害行為は著作物の無断複製ならびに無断譲渡・頒布等）、及び (2) いわゆる「ファイル共有ソフト」や Web サイト等インターネット上に著作物の無断複製ファイルを蔵置し、当該ファイルをネットワークを通じて流通させる形態によるもの（著作権侵害行為は著作物の無断公衆送信）の2種類に大別される。(1) については、著作権侵害物品ならびに金銭の授受が行われる関係上、(金銭的)被害が明白であることから、捜査機関、行政機関等の公的機関が、著作権者の申し出に応じて対策を講じることは困難ではない。たとえ、著作権侵害物品が国外から流入するものであっても、著作権以外の知的財産権侵害品と同様、税関での差し止め、銀行等口座の凍結等によって現状では対策が講じられている。しかしながら、著作権侵害物品の流通はいまだ行われており、このような物品が国外から流入していることが少なくないことを考慮すると、他の知的財産権侵害物品と同様、法整備の充実、税関等における流入差し止めの実効を高めるための施策の強化等が求められるところである。併せて、他の知的財産権侵害物品等と異なり、著作権侵害物品は真正品との判別が比較的容易であるにもかかわらず、上述のような物品の購入者が多数存在すると推定されることを鑑みれば、それら購入者に対する啓発についても、今以上に広範に行う必要がある。(2) については、具体的には、著作物の無断複製物をサーバに蔵置し、Web ページ等からのリンクを通じて送信可能化したもの（ダウンロードサイト、ダウンロード専用掲示板等）、事業者によって提供されるサーバ及び Web 上のサービスを利用して無断複製物を送信可能化したもの（動画投稿サイト、オンラインストレージ等）、ファイル共有ソフトを利用して無断複製物を送信可能化したもの（Winny、Share、Limewire 等）が挙げられる。これらの対策として、国内では、著作権法の強化やいわゆる「プロバイダ責任制限法」の運用等に関して議論が進められているところだが、インターネット上で著作物の無断複製物を送信可能

化すれば、原則的には全世界でその著作物が受信可能となる。このことから、インターネット上における著作権侵害行為は国際的にも重要課題とされており、諸外国においても法制備や侵害対策についての検討が行われている。しかしながら、国外における対策の実行のためには、権利者は諸外国の法制度や侵害対策実務に係る情報等の調査を行う必要があるが、権利者毎に世界中の法制度等を調査することは効率的ではない。そこで、政府が中心となり、これら情報の調査・共有、及び侵害情報そのものの共有等が行われるスキームが構築されることが望まれる。なお、インターネット上での著作権侵害のうち、ファイル共有ソフトの一種である Winny と Share を悪用した行為では、当協会などが実施した調査により、行為者のほとんどが国内に存在していることが判明している。また、動画投稿サイトにおいても、日本で放映されたテレビ番組やアニメーション番組等が、放送終了直後に「投稿」（無断複製物の送信可能化）されるなど、国内からの著作権侵害行為が端緒となって、世界中に被害が「拡散」している。このことを勘案すると、国内におけるインターネット上の著作権侵害対策も今まで以上に強化していく必要があると考える。

2. 「コンテンツ流通の促進」における著作権侵害対策強化の重要性昨今の知的財産戦略本部ならびに各省庁における議論は、適正なコンテンツ流通がこれまで以上に発展するようビジネスを促進し、以て、著作権者に利益が還元される環境を創出することを主眼として検討されているかに見受けられる。しかしながら、これまで論じてきたとおり、著作物のデジタル化とインターネットの普及によって、著作権侵害による権利者の被害ならびに著作権侵害を抑止するためにかかる対策コストは莫大なものとなっている。このため、過度にコンテンツ流通に重きを置くことについては、そもそも、一方で無料（無断）で流通している著作物が大量に存在する中、その対策への実効性が担保されぬままの状況で、適正なコンテンツ流通が促進されるのかとの疑問が生じる。また、適正なコンテンツ流通を促進させるために、直接・間接に著作権者の権利を縮小させることとなれば、著作権侵害に対する権利執行がこれまで以上に困難となることから、著作権者等のコンテンツの創出意欲に悪影響を及ぼす可能性は大である。これらから、知的財産権の利用促進、殊にデジタル・ネット時代における適正なコンテンツ流通の促進に資するのは、権利者の権利を縮小することではなく、著作権者等が適切な権利主張を簡易に行うことのできる環境を産み出すための法整備や制度の創設こそが重要であると考えざるを得ない。つまり、適正なコンテンツ流通の発展・促進に当たっては、今存在する著作権侵害をいかにして排除するかを大前提として検討する必要があり、またその際には、罰則強化などの法制度の改正のみならず、著作権者等による権利執行を、いかに迅速かつ適切に実行できるようにするかといった、極めて実務的な観点が求められる。確かに著作権等の知的財産権は私権であり、原則として権利者の意思に基づいて権利執行がなされるべきものだが、日本が今後も知的財産の創出強化を標榜するのであれば、著作権等の知的財産権に関する不正利用に対しては、揺るぎない態度で臨

むべきであることを、最後に附言したい。以上

法人・団体名：社団法人 日本音楽著作権協会

概要：我が国が知的財産立国を目指すのであれば、コンテンツの流通促進を著作権者の権利の制限によって図るのではなく、創作活動に対する支援や、著作者等の権利が保護される環境を整備することによって実現すべきです。

全文：(1) 創作支援のための施策の一層の充実が必要です。

知的財産戦略本部においては、これまでデジタル・コンテンツの流通促進を実現しようとする議論が盛んに行われてきました。しかし、それらは過去の放送番組を中心とする既存のコンテンツをいかに活用するか議論に終始し、権利者の権利を制限することで、本来必要な権利処理を省略しようとする方策ばかりが検討されてきたように思われます。

しかしながら現実には、NHKオンデマンドサービスに代表されるように、現行制度の下でも過去の放送番組、あるいは映画等の動画コンテンツの配信などが次々と開始されるなど、インターネット上でのコンテンツ流通は日々活発化しており、著作権者の権利を制限しなくてもデジタル・コンテンツの流通が十分に可能であることが明らかになっています。

関係者の努力によりデジタル・コンテンツの流通が、日々拡大しているにもかかわらず政府が一方的に権利者の権利を制限すれば、コンテンツの創作には関わらない流通事業者、それもネット上の流通を通じて利潤を得ようとする事業者のみが利する構造を生み出すだけであり、それでは我が国が目指す、知的財産立国、コンテンツ大国の実現は叶いません。

音楽を始めとしたコンテンツ産業は、優れた作品を継続的に生み出すために多くの資金と労力を投下しているものであり、むしろそうした創作活動への支援や、安全な流通環境の整備といった保護の充実を実現するための取組みを必要としているのです。

我が国が国家戦略として独自の文化に根ざしたコンテンツの創造を強化する政策を目指すのであれば、過去の限りあるコンテンツにばかり頼るのではなく、新たに生み出される無限のコンテンツの創造に力点を置いた政策を検討すべきです。

さらにいえば、知的財産推進計画2008においては、「第4章 4. (3) 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する」として、動画投稿サイト等におけるアマチュアユーザーの創作に期待するかのよう記述がありますが、知的財産戦略の一環として、海外においても高い競争力を有する優れた作品を生み出すためには、職業として創作活動に従事できるプロのクリエイターを育てる環境を整えるべきです。プロも初めはアマチュアであり、プロのクリエイターが大切にされる環境があれば優れたアマチュアが輩出されます。

(2) 知的財産およびコンテンツを主軸にした本来の議論に立ち返るべきです。

「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」においては「日本版フェアユース規定」の導入に向けた議論が行われましたが、この議論の背景にあったのはベンチャー企業等による新規産業の創出という、およそこれまで考えられてきたフェアユース制度とはかけ離れたものであり、コンテンツの創造や保護を目的としたものではありませんでした。

また、同調査会の「検討経過報告」では、検索エンジンや研究開発目的の権利制限等の提案が行われましたが、これらもIT技術による情報の利活用を目的としており、コンテンツの創造や保護を促進しようとする方策ではありません。

知的財産基本法は「知的財産の創造、保護、活用に関する施策を集中的にかつ計画的に推進することを目的」として制定されたものであり、また、コンテンツ促進法も「コンテンツの創造・保護・活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進」するものです。

これらの法律の考え方を踏まえると、前述の一連の権利制限の議論は本来の知的財産戦略本部が目指すべき領域を逸脱していると言わざるを得ません。

今後は上記法律の趣旨に沿って知的財産戦略本部の本来の役目を果たすような議論が行われるよう期待します。

法人・団体名：日本弁理士会

全文：(1) 第1期及び第2期の6年間において、コンテンツビジネスの活性化のための種々の施策がある程度功を奏していると思われる点は、これを評価すべきである。

しかしながら、社会全体の中でのコンテンツビジネス自体への信頼度は、未だそれほど上がっていないのではないかと考えられる。例えば、最近において、著名な音楽家による著作権がらみの詐欺事件が大々的に報じられ、世間的にも多大な関心を集めたが、この事件により、コンテンツビジネスの社会的イメージは相当低下してしまったのではないかと危惧される。

上述の事件では、著作権法上の登録制度が悪用されたようであるが、このような悪用が可能であったことの原因の1つとして、著作権についての登録制度の利用度の低さがあることは否めないと考えられる。

つまり、折角の登録制度が、世間にあまり知られておらず、利用も少ない馴染みの薄いものとなっているため、本来の制度趣旨に反する目的で利用されてしまったという見方ができるということである。従って、著作権法上の登録制度について、その意義、内容等について国民に広く知らしめる策を講じる必要がある。

コンテンツビジネスの健全化のためには、新たな施策を種々講じることも必要であるが、現に存在しているにもかかわらず、妥当な機能を果たしていないものについて、利用されていない原因を探り、そのうえで在るべき姿を再検討することも必要なのではないかと考えられる。著作権法上の裁定制度については、一定の見直しがなされたようであるが、上述の登録制度についても国際調和の見地等に鑑み、抜本的見直しが図られるべきである。

法人・団体名：社団法人日本レコード協会

概要：クリエイターのコンテンツ制作を支援し、ユーザーにコンテンツを伝達する者に対し適切な経済的利益が還元される制度として、「商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者への経済的利益が還元される制度の創設」と「レコード保護期間の延長」を行うべきである。

全文：(1) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者への経済的利益が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの使用については、既に世界124カ国(OECD加盟30カ国中、27カ国)において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適切な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。

(2) レコード保護期間の延長

音楽文化の発展は、楽曲創作・実演提供・原盤製作が一体となって成し遂げられるものであり、三者の保護期間も調和的に設定される必要がある。しかし、現行著作権法の下では、楽曲の著作権が著作者の生存中及び死後50年間保護されるのに対し、レコードの保護期間は発行後50年間で終了するとされており、レコードの保護が十分に図られていない。著作権との保護水準の格差を解消するために、レコードの保護期間を延長すべきである。

法人・団体名：社団法人日本レコード協会

概要：日本コンテンツの海外展開促進のため、国外にある日本の施設（在外公館等）の開放等による支援と海外展開を阻害する制度等を有する諸外国への政府による改善の働きかけを継続すべきである。

全文：フランス、イギリス、カナダ、フィンランド等は、自国の音楽を日本市場に普及させるため、日本にある当該国の大使館等の場所を開放して、自国の音楽の売り込みを積極的に行っている。また、各国とも日本語の話せる職員を配置し日本の音楽産業の窓口業務を行っている。日本音楽の海外展開を一層促進するためには、アジアのみならず欧米各国の日本大使館等による、当該国における音楽市場の動向や日本音楽の需要に関する情報の提供、並びに商談会等のイベントへの協力等が必要である。また、中国における歌詞検閲制度の改善や韓国において日本音楽が地上波放送でのオンエアが規制されている実態の改善等については、引続き政府レベルでの働きかけが必要である。

法人・団体名：日本製薬工業協会知的財産委員会

全文：5. 薬事行政との関連における著作権の権利制限の見直し

国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製に関する権利制限については、改正法が成立し、2007年7月から施行されたことは高く評価できる。

一方、薬事法に基づく医療関係者（医師、薬剤師等）に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の中間まとめで検討されているが、未だ解決されていない。仮に、中間まとめの通り法改正がなされても管理団体と補償金について交渉することとなり、現状と変わらないこと、またJCLSとの契約が法制化の条件である等の委員会中間取りまとめを超える一部意見もある。昨年11月には当委員会からパブコメを提出したが、他の団体、日薬連、薬剤師会、医師会、JAPICも同様のパブコメを提出している。中間まとめにおいて懸念となっている事項の早急な再検討を要望する。

法人・団体名：社団法人電子情報技術産業協会

概要：7. 私的録音録画補償金制度の廃止に向けた検討について

全文：計画 2007「私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」で掲げられている通り、「私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行う」こととして頂きたい。検討で行われる予定の著作権保護技術と補償の可否の関係については、権利と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善するべきである。

法人・団体名：社団法人電子情報技術産業協会

概要：9. 権利者の利益と公共の利益バランスのための権利制限について

全文：オープン・イノベーションの促進に鑑み、以下の利用を可能とするための権利制限規定が必要である。日本の競争力強化のためにも、積極的な検討がなされるべきと考える。(1) 電子機器等利用時に生じる付随的・不可避的複製 (2) 新たな技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用 (3) プログラムの研究・開発、性能の検証、バグの発見・修正、相互運用性確保等を目的として行う当該プログラムの複製・翻案 (4) 店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達 (5) 障害者・高齢者による著作物の享受を可能とする目的で行う複製等 (6) 検索エンジン、翻訳ソフト、OCRソフト、要約、サムネイル作成ソフト等のコンテンツを有益に検索、活用するための仕組みを創出し提供するために必要な複製、翻案、送信また、上記のように利用を個別的・限定的に規定する方式に加え、上記以外の利用も含め、今後の技術の進歩、コンテンツ利用環境の急速な変化に柔軟に対応出来るよう、下記(7)、(8)のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべき。(7) 著作物としての享受を目的としない利用(例えば、上記の2,3,などが典型的であるが、技術や市場の変化に応じた対応を可能とするため、2,3に限定しない条項の必要性は高い。) (8) 著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般



法人・団体名：社団法人 日本音楽著作権協会

概要：インターネット上のコンテンツの流通促進のためには、利用者側と権利者側との連携を前提に権利を一箇所に集中することが効果的であり、例えば映像関係の権利についての集中管理団体の設立を国が支援すべきです。また国は、インターネット上での音楽配信等に係る利用許諾手続きに必要な処理コストを低減するための、コンテンツ配信事業者が設立する第三者機関への支援を強化すべきです。

全文：(1) コンテンツの流通促進のための権利の集中管理の拡大

インターネットにおける放送番組・映画等の動画コンテンツの流通促進の観点からは、利用者の簡便な許諾処理を実現するために、例えば映像関係の権利者の権利を一箇所に集中化することで効果を挙げられるものと考えられます。

権利の集中化を実現するための一方法としては、音楽や脚本等の既存の権利管理団体との連携を前提とした映像関係の権利の集中管理団体を設立することが考えられますが、そのためにはこの民間の取組みを国として支援することが必要です。

このような団体があることにより、一任型の管理による映像コンテンツ（特に過去に製作されたコンテンツ）については応諾義務により簡便な利用が可能となる一方、最新の劇場公開用映画など、コンテンツ・ホルダーが販売戦略上直ちにインターネット上に流通させることが適当ではないと考えるコンテンツについては、非一任型の管理形態をとることによって、コンテンツ・ホルダーが製作コストの回収のためにその市場価値を維持したり、流通をコントロールすることにより既存のビジネス形態に影響を及ぼすのを防止する、といった柔軟な対応をとることができます。

(2) 音楽のネット配信市場の拡大に伴う環境整備に向けた取組みの支援の強化

インターネット上での音楽配信市場の順調な成長に伴い、コンテンツ配信事業者が取り扱う楽曲数が増加の一途を辿っており、権利者に対する利用許諾手続きのために必要となる処理コストの増大が続いています。

市場の拡大に伴う事業者数の増加とともに、この取扱い楽曲数の増加傾向も当面続くことが予想されることから、コンテンツ配信事業者の団体であるネットワーク音楽著作権連絡協議会が設立に向け準備を進めている、楽曲を特定するための作品コードの付与作業や照合作業を一元化し集中的に処理する第三者機関の実現は必要不可欠のものとなっています。

拡大しつつあるインターネット上での音楽配信を円滑に行うための仕組みを整備することは、今後の他のコンテンツ流通促進にとってのいわばパイロットケースとして非常に重要な意味を持ちます。

こうした観点から、コンテンツの流通促進を実現するために上記第三者機関に対する支援を強化すべきです。

法人・団体名：社団法人日本レコード協会

概要：インターネット上での著作権侵害防止のための抜本的な施策を策定し、官民一体となって取り組むべきである。特に、「著作権侵害を防止する技術的対策の推進」及び「一定のインターネット・サービス・プロバイダに対する著作権侵害防止義務の導入とプロバイダ責任制限法に定める発信者情報開示請求手続きの改善」を行うべきである。

全文：現在、有料音楽配信売上げの約90%は携帯電話向けの音楽配信であるが、正規の携帯電話向け音楽配信のうち「着うたOR」及び「着うたフルOR」のダウンロード回数が年間で約3億2,900万回であるのに対し、携帯電話による違法な音楽ファイルのダウンロード数は年間で約4億700万ファイルと推定される。また、当協会等の2007年調査に基づく文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告書によると、ファイル交換ソフトを用いた違法な音楽ファイルの推定ダウンロード数は年間で約5億300万ファイルであり、正規のパソコン向け音楽配信ダウンロード数（年間で約4,400万曲）の10倍を超える膨大な量となっている。このようにインターネット上での違法な音楽ファイルの流通は正規の音楽配信の流通を大きく超える規模となっており、音楽配信ビジネスの健全な成長の大きな障害となっている。こうした現状に対し、関係者及び関係官庁は一体となってインターネット上での著作権侵害防止のための実効性のある抜本的な対策を速やかにとる必要があり、具体的には次の二点の施策を講ずるべきである。

(1) 著作権侵害を防止する技術的対策の推進

著作権侵害を防止し、インターネット上の違法な著作物流通を根絶するため、関係官庁は、技術的対策の検討を推進する関係者の取組みを支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講ずるべきである。

(2) 一定のインターネット・サービス・プロバイダに対する著作権侵害防止義務の導入とプロバイダ責任制限法に定める発信者情報開示請求手続きの改善

一定のインターネット・サービス・プロバイダに対して、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務付け、この義務の履行をもって「プロバイダ責任制限法」による免責を受ける要件とするよう、他国の動向も踏まえ、制度の見直しを行うべきである。また、権利者がプロバイダに対して発信者の情報開示を請求する場合において、現在権利者のみが手間とコストの面で過度な負担を強いられていることから、プロバイダ責任制限法に定める手続きの簡素化を図るべきである。

法人・団体名：社団法人日本レコード協会

概要：小・中・高生への著作権教育の充実を図るべきである。

全文：過去の知的財産推進計画において大学や大学院での知的財産教育、エンタテインメント分野における弁護士の育成と組織化等に成果があったと考えるが、インターネット上において大量に権利侵害コンテンツが流通している現状とその利用者に小・中・高生等の若年層が多い実態をみると、当該教育現場において著作権教育の一層の充実を図ることが必要である。著作物等の知的財産がどのように創造されているか、知的財産権に対する侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな創造ができなくなる等、著作権についての基本的な教育を行うことが極めて重要である。

法人・団体名：社団法人電子情報技術産業協会

概要：8. 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について

全文：デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段によって権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的手段の回避行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および不正競争防止法において既に規制されている。したがって、新たな法的措置の必要性の有無については、慎重な検討を行うべきである。

法人・団体名：社団法人 日本音楽著作権協会

概要：多くの分野のコンテンツ流通の障害となっているインターネット上での海賊版対策が不足しています。これらを国際間の協力・支援体制の構築とあわせ、制度的、技術的に取り除くことがコンテンツの流通促進として有効です。また、国は、無許諾利用は違法であること等が常識として認知されるような教育や広報に取組むべきです。

全文：(1) インターネット上の海賊版対策が不十分です。

海賊版対策として、これまでに実現されたものは、インターネットオークション対策や水際対策等、パッケージの海賊版への対策に限られており、インターネット上での違法利用に対する対策は行われていないに等しいと言えます。

音楽の分野では、著作権侵害の氾濫が、適法なコンテンツの配信市場を拡大する上で大きな障害になっていることは周知の事実です。このことは、放送番組・映画等の動画コンテンツにも共通する問題です。

このような状況から、著作物の創作の活性化のために今最も必要なものは、著作権侵害への対策の強化、言い換えれば、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会でも検討されている「コンテンツを安心してインターネットに提供するための環境整備」であり、このことを最優先に検討し、イノベーションと法制度の両面から権利を実効性のあるものとする方策を講じるべきです。

インターネット上での違法利用を効果的に防止する策が講じられなければ、クリエイターは安心してコンテンツを提供することができず、結果としてデジタル・コンテンツ流通は明らかに阻害されます。この要因を制度的、あるいは技術的に取り除くことができれば、デジタル・コンテンツの流通促進に大いに資することになります。

なお、インターネット上では、国内でいくら対応策を講じても、国外のサーバーヘデータを移動させて違法行為を継続するケースが多く、国際間の協力・支援体制の構築が不可欠です。そのためにも、現在先進国が中心となって進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」について、侵害の温床となっている国を積極的に参加させるなど、具体的な方策につながる働きかけを強化すべきです。

(2) 知的財産を尊重する学校教育や広報の必要性

著作権や著作隣接権が保護されていること自体を知らない、あるいは知らないふりをして無断で著作物を利用しようとする者が未成年者を含めて非常に増えています。例えば当協会は、平成21年9月までに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）及びそのガイドラインの定めに従い、違法にアップロードされた音楽著作物のファイルの削除要請措置をインターネット・サービス・プロバイダに対し実施しており、その数

はこれまでの累計で30万ファイルを超えておりますが、違法なアップロードは一向に減る気配がありません。

また、近年は前述のような削除要請にとどまらず、違法に音楽著作物をアップロードする者を刑事告訴するケースが増えてきていますが、そうした侵害者の中に未成年が多く含まれている現状も憂慮しているところであります。

こうした実態を踏まえ、「無許諾利用は違法である」という基本的な知識が、学校教育の場で広く生徒、学生たちに身につくような取組みに加え、コンテンツの利用にあたってはクリエイターに対して許諾を得た上で正当な対価を支払うことが社会常識として認知されるような広報活動に、国として取組むべきです。

法人・団体名：日本弁理士会

全文：(2) 日本ブランド戦略については、外国人から見た日本の魅力とはそもそも何なのかを把握することが重要であると考えられる。そのためには、単に日本という国自体のイメージだけでなく、日本の製品、あるいは、現地生産ではあるが日系ブランドの製品が、何故に現地の消費者に選択されているのかについて、更に踏み込んだ調査・分析が必要なのではないか。このような調査・分析は、本来、当該企業等のマーケティング戦略の一環として行われるべきものであろうが、国策として日本ブランドの昂揚を図っていくのであれば、個々の企業等任せでよしとすべきものではない。日本貿易振興機構(JETRO)等の関係諸機関により、海外での日本のイメージ等の調査を行っているということであるが、このような視点まで含めた調査になっているのかどうか定かでない。

概要：次の「知的財産戦略基本計画2009」には、具体的なマニフェストを明記すべき

全文：知財戦略に関する政策は小泉首相相当時から続けられていて、内閣府主導ということになっていますが、これまで首相が3回変わっていて、それぞれ政策が異なっていたにもかかわらず、この知財政策は変化無しで続けられて来ています。それぞれの内容に沿って、パブリックコメント、参考人招へい、内閣府の対話集会などを行って、見かけは公平に進められ、成果が出ているように見えますが、実態は経済産業省の官僚主導で進められ、1990年代に行われてきた種々の政策に対して、矛盾をきたさないためにはどうしたらよいか、今後の知財政策で官僚の天下り先を探し、その天下りが国民から批判されないためには、「見かけ上どのような産業形態にすべきか」という論議になっていて、実際の産業の現場の人間が直接抱えている問題に関する決定的な解決策を提示できていません。私を含めて多くの産業界の人間や国民は、この問題に気が付きはじめています。具体的には「放送局でスポンサーから多額の費用をもらっているにもかかわらず、番組制作を下請けに出している場合などの、支払い実態の開示要求を国会で喚問する」など、根本的な改革はまだ全く行われていません。一方で、JASRACの改革など「信託業法改正による、楽曲の部分信託を可能にした」あるいは「理事の天下りを無くした」など、現場の組織は、本当の直接的な改革をしています。次の知財戦略基本計画では、具体的なマニフェスト（何という制度のどの部分をいつまでに法改正する。もし出来なかった場合は、どうする。出来た場合は、どのような効果がある。さらに、その効果は本当にあったのかを事後検証するという具体的な内容と、誰がこの改正を立案し、もし不成功の場合、誰が責任を取るのか..）を、計画内容に文面として盛り込むべきです。

概要：・私的録音録画補償金は廃止の方向で。・消費者にバックアップ権を。

全文：※また手持ちのCDが駄目になってた・・・メーカーはとっくに絶版してるから、もう2度と使えないのかぁ・・・【私的録音録画補償金について】ハードディスクみたいな物理的記録媒体にしる、RAMディスクみたいな仮想的記録媒体にしる、自作物の保存・利用のみに使用することを証明する為には、個人情報や会社の機密物件を著作権の管理団体の係員に見せなければなりません。そこまでして保証金を返してもらう人はそんなにいませんし、現に一人しか居ないじゃないですか。私的録音録画補償金はまさに「百害あって一利無し」。廃止すべきです。【コピーコントロール・バックアップについて】再生機械も記録媒体も、形あるものはいつか必ず壊れる物です。しかもメーカーは自己の利益のみを主張して、消費者に対する《供給保証の義務》を果たしていません。壊れるたびに中の著作権物を新しく買わせる事、すなわち著作権利用料を徴収する事は「権利の乱用」そのものであり、消費者の権利を不当に侵害しています。再生機器の消滅、記録媒体の破損による著作物の消失を防ぐ為のバックアップは消費者の権利を守る為の「正当防衛行為」です。よって消費者側の複製権、デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製権の拡大、そしてこれらを保証するためにコピーコントロールの禁止を要求します。

概要：・売ってないものは買えない。・小ロット・短期間しか作らないで廃盤にするメーカーに対する指導が必要。・海賊版対策に音楽レコードの還流防止措置は害でしかなかった。

全文：5年前に売られていたコンテンツを今買うとなると、物凄い手間隙がかかるんですよ。メーカーが廃盤して、しかもその生産数が少ないと県内の中古屋を探し回っても売ってない事もあります。残念ながら、それに疲れた人が海賊版に手を出すことがままあるんですよ。「自分達の製品を買え」っていうなら、まず自分達の製品を店頭に並べるのが先ではないですか？ちなみに、音楽レコードの還流防止措置で、外国で発売された洋楽 CD が買えなくなった洋楽ファンの間でも、同じことが起きている「らしい（裏取れてません）」との事です。

概要：著作権にしろ出演料にしろ、それが欲しいなら相手が連絡出来るように連絡手段を準備するのが義務。

全文：【行方不明者の取り扱い】出演者・作者が所在不明の場合は、「我聞せず」という事で『権利放棄』扱いでいいんじゃないでしょうか。権利を主張したいなら、相手が連絡出来るように連絡手段を準備するのが義務だと思います。【複数、不特定の者によるマッシュアップ】出演者・作者が所在不明の場合は、「我聞せず」という事で『権利放棄』扱いでいいんじゃないでしょうか。権利を主張したいなら、相手が連絡出来るように連絡手段を準備するのが義務だと思います。

概要：・現行の保護期間は長すぎる。作者・関係者の新作製作・旧作管理に対するモチベーションを持たせるためにも短縮が必要。

全文：【著作権の保護期間延長】今から 50 年前の著作物で、今でも商品価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう？今から 50 年前の著作物で、今でも文化的な価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう？その前に、原稿・原版の生存率ってどのくらいなんでしょう？それに、過去の作品から入る印税に満足したのか完結していない作品を多数抱える作者が結構います。作品を完結させないまま放置するという事は、建築物や製造機械で言ったら未完成で引き渡したも同じ事です。普通、こんなことをしたら一体どんな目に遭うでしょうね。作者・、関係者の新作製作・旧作管理に対するモチベーションを持たせるためにも著作権を主張できる期間は発表後、または最終刊発行後 10 年に引き下げるべきです。

概要：日本の知的財産創造者の冷遇について。

全文：ジャパニメーションとまで言われ、世界一と称される日本の動画製作ですがその現場は平均年収 100 万円という薄給で、生活すらままならない状況と聞きます。個人作家や画家でなく、企業に属してこの有様。このような創作者の労働環境の改善こそ急務ではないでしょうか？

概要：一般フェアユース条項について、可能な限り早期に導入することを求める。有害無益なダウンロード違法化及び著作権・著作隣接権の保護期間延長に反対する。基本方針において、一般フェアユース条項の導入を推進すると、また、ダウンロード違法化や保護期間延長などを絶対行わないと明記してもらいたい。

全文：一般フェアユース条項について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。なお、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。権利を侵害するかしなないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

また、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「情を知って」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、ダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正を押し通せば、結局、ダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードがさらに進行するだけであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。どう転ぼうが、ダウンロード違法化は百害あって一利ない最低の法改正である。プログラムも含め、あらゆる著作物のダウンロード違法化に、私は今なお完全に反対する。

違法ダウンロードによる権利者の経済的不利益が大きいとする根拠も薄弱であり、去年から状況にほとんど変化はなく、ダウンロード違法化の合理的な根拠は今なおほとんど全くと言って良いほど何もないにもかかわらず、去年の私的録音録画小委員会中間整理に対して集まった8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念を完全に無視し、文化庁は、その文化審議会において、ダウンロード違法化の方針を含む報告書を最後まで押し通そうとしている。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではなく、知財本部の基本方針において、文化庁の検討

を止め、ダウンロード違法化を絶対にしないと必ず明記してもらいたい。そして、保護期間延長問題についても、これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、著作権・著作隣接権の保護期間の延長はしないと明記してもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。

基本方針においては、権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問いただすことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にしないということも明記してもらいたい。

さらに付言しておく、閲覧とダウンロードと所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持等を規制することは有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものである。このような情報の単純所持等の規制に私は反対する。一人しか行為に絡まない、個人的な情報アクセスに関する限り、「情を知って」、「性的好奇心を満たす目的で」、「みだりに」などの精神的要件は、エスパーでもない限り、証明も反証もできないものであり、法律上の要件として客観性を全く欠き、恣意的な運用しか生みようがない危険極まりないものである。このような情報の単純所持等の規制の危険性は回避不能であり、罪刑法定主義にも反する。このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、著作権法・通信法等の関係法規に明文で書き込むことを検討してもらいたい。架空の表現に関する規制も同時に議論されているが、ごく一部の国内団体等の根拠のない、保護法益すら無視した一方的な主張で、憲法で保障されている表現の自由が規制されることなどあってはならないことである。



概要：「ネット検索サービスの適法性とインフラ性を認識し、その円滑な展開と高度化を促進する」旨を強調されるよう、要望します。知財推進計画 2008 の「(ネット検索サービスが円滑に展開されるよう) 2008 年度中に法的措置を講ずる」旨の記述は、今後、上記のように修正されるよう、要望します。

全文：ネット検索サービスは、既にパソコン・ケータイ・テレビによるインターネット利用の全年齢層に至る普及に伴い、全世界において社会経済のインフラとなっており（「グーグル、ヤフー等およびその日本法人、ならびに、ニフティなど「グーグルに依拠する」インターネット・サービス・プロバイダー等による）、文化審議会著作権分科会においても、このことが明認されております（注1）。現にわが国におけるネット検索サービス利用の年間利用件数は695億件を超えたと推定されます（注2）。わが国現行著作権法の権利制限規定に徴しても、ネット検索サービスは「私的使用」、「図書館における複製」、「引用」、「教科用図書等への掲載」、「学校その他の教育目的」、「身体障害者福祉」、「非営利目的」、「時事問題論説」、「政治演説」、「時事報道」、「裁判手続」、「行政機関情報開示」、「美術品所有者による展示」、「公開美術」など、「著悪権の制限」項目の各趣旨に総合的ないし複合的に適合します。また、ネット検索サービスによる表示を受けることは著作権者の利益・願望に適合し、黙示の許諾を推定することが適切であります。更に、上記ネット検索サービスにインフラ性（公共の利益性）に徴して、ネット検索サービスに対する権利者の権利行使は、権利濫用の法理により許されないのもであります。わが国の知的財産政策が国際調和を重要としていることから、わが国著作権法の「目的」である「文化的所産の公正な利用」、「文化の発展への寄与」のため、米国著作権法の「公正な利用に対する権利制限」は、わが国著作権法においても同様に、「目的規定」および「権利制限規定」の技術進歩に対応する拡張解釈・条理解釈・類推解釈によって、適用可能であります。従って、「法的措置」ではなく、「ネット検索サービスの適法性とインフラ性」の明示が、一部疑念払拭のため緊要であります。（注1）文化審議会著作権分科会法制問題小委員会・平成19年度・中間まとめ(2007-10-12)（注2）コムスコア調査・2007年7月わが国全検索件数57億9500万件（2007-7は47億5400万件）より推定。

概要：音楽レコードの還流防止措置の廃止。

全文：レコード業界がアジアに積極的に進出していくために必要、とうことで、著作権法を改正し、還流防止措置を設けたが、その後音楽業界はアジアに積極的に進出しておらず、2006年の時点で、2005年よりもアジア全体での売り上げを大きく落としている。[http://bcnranking.jp/news/0709/070928\\_8521.html](http://bcnranking.jp/news/0709/070928_8521.html) そのような状況下では、アジアに積極的に進出しているとはいえ、法改正の前提条件が無くなったといえる。前提条件が無くなったのだから、還流防止措置は即刻廃止すべきだ。

概要：現在、食とファッションはそれぞれ別のサブカテゴリになっていますが、音楽、放送、映画、アニメ、書籍、ゲームがビジネスモデルがそれぞれ異なっているにも関わらず単一項目とし政策化されているため問題があります。

全文：コンテンツ産業の分野別にもう少し細分化すべきです。現在、食とファッションはそれぞれ別のサブカテゴリになっていますが、音楽、放送、映画、アニメ、書籍、ゲームがビジネスモデルがそれぞれ異なっているにも関わらず、単一項目とし政策化されているため、問題があります。

・創作物 著作者 著作権収益モデル

会社に著作権を帰属させる 企業（出版社）属性モデル（アニメ、放送番組、映画）

1人の人間に著作権を帰属させる個人（作家）属性モデル（音楽、書籍）

・コンテンツインフラ収益モデル

ゲーム産業（ゲーム産業の収益は創作物収益ではなくゲームソフトや機器などのインフラ販売収益である

従って、企業帰属型で、ゲーム音楽などは作家ではなく会社買い取りであり JASRAC も別カテゴリ扱い。従って、ゲーム産業は一種のスポーツ振興産業モデルであるため、コンテンツ産業とは言い難い）

概要：「地域活性化としての著作権収益モデル産業による地域振興」を政策文面に必ず入れて下さい

全文：文化振興政策としての社会教育法に基づく生涯学習制度によるものは、コンテンツ産業振興のような収益モデルではなく、経費負担であるため、地域振興として実際にお金が使われるのは、コンサートホール建設などのインフラ産業の方である。この社会教育法が出来たのは第二次大戦後間もない時期で、当時の経済活動とはインフラ整備などの産業からの利益を税金として福利厚生目的で文化振興に向けられていたが、経済の成熟期になった日本ではこの制度（文化を福利厚生として扱うこと）が古くなり問題を発生させている。JASRAC の会員になる規定に「音楽著作物の利用の開発」が義務化されているように、著作権収益モデルというビジネスモデルを日本の地方においても産業化しやすくする必要がある。「地方活性化としての著作権収益モデル産業の地域振興」を政策文面に必ず入れて下さい。欧米では、音楽制作環境が安価などPCやインターネットの普及により音楽家が都会に住む必要がなくなり、地方に移り住んで同じ音楽活動を続け始めています。これは、地方に住むことで子育ても可能になり、現在問題になっている少子化問題と地方の医師不足などの問題解決にもつながります。

概要：2次創作使用についての自由化

全文：2次創作使用についての自由化ですが私としては、在る程度の自由を認めて欲しいもので特に複雑な漫画やアニメやゲームの2次創作使用を、より簡単なものにして欲しいので、色々議論とかをした方が良いが最近の著作権に関するトラブルが色々出ているので、そういう複雑な2次創作使用を、より簡単なシステムで、やって欲しいので、これからのアニメやゲームや漫画の産業の為にも、やって欲しいので宜しく御願い致します。

概要：映画などの複合的なコンテンツの著作権は段階的に開放していく。

全文：映画や映像等の場合、世界観やキャラクター設定、デザインなどの著作権は極短い間に失効させ、本編の場合も無音で5分程度のカットなら公開から1年程度で自由に映像素材として使用できるようにする。また映画本編そのものは50年保護されるなど、二次使用をある程度推奨するようしくみにしたほうが、今後の流通や販売促進に有利になるのではないかと思います。

またあまりにも他の映像素材ばかりを使用した作品の場合、それを製作した側が会社等の資本金を持つ団体か個人（あるいは資本を持たない個人の集まり）かで著作権違反かそうでないかを判断するのがいいと思います。

概要：コンテンツの内容にとらわれない促進

全文：コンテンツの内容を規制してしまうことは、結果としてそのコンテンツの一つの可能性を奪うことになり、全体の衰退に繋がると思います。もし青少年に悪影響があると思われるものがある場合、レーティング等を行い触れられない様にし、内容にまでは規制が及ばないようにすべきだと思います。

概要：他士業との関係で、弁理士業務に含まれるか否か疑義が生じる範囲につき、明確にすることを検討して頂きたい。具体的には、(1) 著作権の登録手続きのための書類作成業務、および(2) 種苗法上の出願手続きのための書類作成業務、である。

全文：平成12年の新弁理士法制定以降、平成14年・17年改正当により、弁理士の扱うことのできる業務範囲が拡大した。これにより、従来の工業所有権(特実意商)の出願手続き業務のみならず、他の知的財産権関連業務に関しても、取り扱うことができるようになってきている。知的財産権の保護がますます重要になる中、よりユーザーの要望に応えることができる環境が整えられており、非常に有意義な改正だと考える。

一方、他士業との関係で、弁理士が扱ってもよいのかどうか不明確な部分がある。それは、1) 著作権の登録手続きのための書類作成業務、および(2) 種苗法上の出願手続きのための書類作成業務、である。

これは、行政書士法との関係で、問題となる。すなわち、行政書士法では、「官公署に提出する書類の作成」が行政書士の独占業務となっているのである(行書法1条の2、19条)。そのため、弁理士が扱うことのできる業務範囲に属するのか、疑義が生じる。このことにより、依頼人は当該業務につき弁理士に依頼してよいものか迷い、弁理士もまた業務を引き受けてよいものか迷う、という場合もあるであろう。この点において、弁理士は、こういった知的財産に関係する書類の作成および提出代行に関しては、弁理士試験や登録後研修等により、一定の能力担保がなされていると考えられる。弁理士が他士業関連法に抵触するか否か疑義を抱くことなく、安心して上記業務を行うことができるよう、弁理士法に上記業務につき規定していただくことを、検討して頂きたい。また、これにより、ユーザーにとっても、これらの業務に関し、安心して弁理士にまかせることができる環境が整うはずである。

概要：引き続き、適切な能力担保および、慎重な議論を踏まえた上で、弁理士の業務範囲の拡大につき、検討を行って頂きたい。具体的には、不正競争防止法2条1項10号11号関連業務や、著作権関連業務、種苗法上の手続きなどが挙げられる。特に、著作権関連業務に関して、業務範囲の拡大につき検討して頂きたい（例えば、訴訟において補佐人となること）。

全文：新弁理士法制定以降、平成14年・17年改正等により、弁理士の扱うことのできる業務範囲は拡大している。これにより、知的財産権関連の業務に関しては弁理士が広範囲にわたって関与することが可能となっている。これらの改正は、ユーザー保護の観点、あるいはユーザーの利便性の向上という観点から高く評価できるであろう。

今後、不正競争防止法上の手続きや著作権、種苗法関連業務につき、業務範囲の拡大を検討して頂きたい。

具体的には、(1)不正競争防止法2条1項10号11号に関する業務、(2)著作物に関する権利に関する事件について、裁判所において補佐人となること、および、共同訴訟代理、(3)種苗法上、品種登録を受けるための各種手続き（拒絶された場合の不服申し立て等）、などがあげられるであろう。

とりわけ、著作権法が関係する事件は、インターネットの普及や情報通信機器の発達により、今後ますます増大することが予測される。その反面、自己の著作権が侵害されながらも、適切に対応することができない著作権者も増えることが予測される。弁理士が著作権関連事件に関与することができる範囲が増えることにより、ユーザーにとって相談しやすい環境が整備されていくものと考えられる。

また、弁理士の中には意匠や商標等の業務を中心に扱う、いわゆる文系弁理士も多くいる。現行制度上、どうしても弁理士に対する需要は、特許等を扱う理系分野に偏ってしまう傾向にある。逆に言えば、文系弁理士が活躍できる場というものは、理系弁理士ほどは多くない、というのが現状である。そのため、より文系弁理士に活躍できる機会を与える意味においても、著作権法における業務範囲の拡大につき、検討して頂きたいと考える。

なお、業務範囲の拡大にあたっては、弁理士の能力担保について慎重な検討を要して頂きたい、とも考える。やみくもに業務範囲を拡大することは、能力担保が不十分な者が業務に関与する可能性を高めてしまうことにつながる恐れがあり、ひいては、ユーザーに不利益を及ぼす恐れがある。今後、ユーザーの保護および利便性を第一に考えた政策を実現して頂きたい。

概要：アップローダーもストレージサービスも倉庫と一緒に。それ自体に罪は無い。

全文：【アップローダー・ストレージサービス】ではここで問題です。とある貸し倉庫で、大量の麻薬が発見されました。これをそこに保管したのは倉庫の借主でした。で、この借主は、大家から倉庫を借りるときに「麻薬の保管庫に使う」とは言わずに借りました。さてこの大家、『使用目的を知らなかった』事を理由に、麻薬取締法の適用を逃れる事が出来るでしょうか？・・・当然出来ますよね。【アップローダー・ストレージサービス】ではここで問題です。とある貸し倉庫で、大量の麻薬が発見されました。これをそこに保管したのは倉庫の借主でした。で、この借主は、大家から倉庫を借りるときに「麻薬の保管庫に使う」とは言わずに借りました。さてこの大家、『使用目的を知らなかった』事を理由に、麻薬取締法の適用を逃れる事が出来るでしょうか？・・・当然出来ますよね。アップローダーもストレージサービスも、これと同じ事だと思えますよ。、これと同じ事だと思えますよ。

概要：知的財産保護を目的としてダウンロード違法化と著作権侵害の非申告罪化について。

全文：インターネット上に存在する著作権者に無許可の著作物を閲覧した場合、これを「ダウンロード」と見なし違法化、そして著作物を著作権者に許可無く二次創作する事を非申告罪化する事は動画公開サイト等のよって数万の閲覧者を犯罪者にしてしまう上に、二次創作による知的財産の創造を侵害します。あくまで著作権侵害は著作権者と侵害したとされる者同士の問題とすべきです。

概要：模倣品・海賊品版と称される内容が特定の著作権者に極端に有利に解釈されており、その強化も同様に特定の権利者の権利強化のために用いられており問題である。

全文：模倣品・海賊品版と称される内容について、あまりにも恣意的解釈が強く問題である。例えば“海賊版”なる文言は法的には明確に規定されていないが、私が内閣府に問い合わせた範囲では“著作権法により著作者が利用許可を明示していない製品全て”といった返答となっている。この解釈ではいわゆるオープンソースを利用したりナックスの販売すら違法であり、逆に違法で無いとするならば他の“海賊版”を取り締まる事は恣意的解釈であって、法の一般的・抽象的法規範を無視した極めて異常な事態である。また、我が国のコンテンツビジネスの根底を支える重大な市場の一つにパロディ（二次創作）市場が存在するが、現行の著作権法ではこれらを保護を行っておらず、逆に一次作者の権利保護のみを想定した構造となっている。これにより一次作者が自らの利益のために二次創作物を恣意的に制御しようとする事例が散見される。本来であれば著作権法を全面的に改正し、仏国などと同様に二次創作物の製造販売を許容することでコンテンツビジネスの隆盛を図るべきであるが、現状では旧来の著作権者の声が大きすぎて全く議論として成立していない。これらの事例から、少なくとも“模倣品・海賊版”の定義を“工業製品”であり“正規品との錯誤を狙って製造されたもの”といった厳密な定義を設け、対象を制限すべきである。

概要：警察庁主導により著作者の意図しないコンテンツのダウンロード違法化が強く主張されているが、これは大量の意図せぬ犯罪者を生み出す原因となる。よって問題である。

全文：多くの研究者・実務家が再三指摘しているとおり、インターネット上ではその全てのコンテンツがダウンロードによって展開され、ダウンロードしなければその内容は確認できない。単に“ダウンロードしたこと”を以って特定の著作物に対する著作権法違反であるとする法解釈はあまりにも恣意的であり、法の法の一般的・抽象的法規範を無視した極めて異常な事態である。現与党は、いわゆるこんにやくゼリ一問題におけるマンナンライフ社を狙い打ちにした規制要求など、あまりにも法の一般的・抽象的法規範を無視し、科学的・統計学的・疫学的な根拠に欠いたスタンダードプレーとしか表現できない稚拙な行政行為や意見が目立つ。本件も全く同根であり、より常識的かつ現実的な解釈を元を実施すべきである。

概要：模倣品・海賊版拡散防止条約の検討で、プライバシーや情報アクセスの権利といった基本的権利を守るとする条項を盛り込むよう日本から各国に積極的に働きかけてもらいたい。

全文：「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）について、そのような条項がよもや真面目に検討されることはないと思うが、もしどこかの国が、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設することといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけてもらいたい。

概要：私は海賊版が嫌いです。

全文：おもちゃやアニメなど、海賊版が世に出回っている。だから、コンテンツの海賊版を徹底的に根絶しなければなりません。

全文：著作権侵害ファイルのダウンロードの違法化及び罰則を設けることに反対です。理由は一般の人がそれが違法であるかないか判断できない場合があり、意識せず犯罪者となる可能性があり、それにより、怖くてインターネットができなくなり、これからのインターネットの発展の妨げになる可能性があるからです。



概要：ダウンロードの法規制に対する反対の声

全文：最近、ダウンロードに対する法規制が色々出ているようで私としては、ネット文化の衰退につながるものに成るので法規制に多少反対なものです。何故かと言いますと普通にダウンロードしていたものが、いきなり駄目に成って、色々ネット調べたり等をしている人達が資料用にダウンロードしたり等の事が出来なくなったりするので私としては一方的な法規制は、かえって、混乱とかが出てくるようなので、こういうものは、御意見1と同じ事を言いますが、ちゃんとした議論とかをした方が良くと思うので私としては、ダウンロードの法規制に対しては2次使用とかが出来なくなるものに成るので反対なのです。

概要：・ファッションにしろ何にしろ、センスは一朝一夕に磨けない。・未成年からファッションセンスを磨くチャンスを奪う条例・校則の廃止が必要。

全文：ファッションにしろ何にしろ、センスは一朝一夕に磨けない。だから、子供の頃からそういった物に触れる機会が必要です。ゆえに未成年からファッションセンスを磨くチャンスを奪う条例・校則の廃止が必要です。